

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	日本看護協会	3011005003380	事業参加費(4月1日「労働と看護の質向上のためのデータベース事業」等)	561,600	-	4/1、4/19、4/28、5/16、5/25、3/28、3/29※複数施設から支出	-	公社	国所管
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	日本看護協会	3011005003380	受講料	122,852	-	4/8、9/12※複数施設から支出	-	公社	国所管
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	臨床研修協議会	4700150066881	協議会会費(法人会費、年会費)	100,000	25,000	5/12、6/10、8/1、8/18※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公財	国所管
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	日本医師会	5010005004635	医師会費(個人会費)	215,000	-	4/18、5/31、6/1、8/1※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	国所管
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	日本医師会	5010005004635	日本医師会臨床検査精度管理調査参加費	1,248,340	-	6/27、6/29/1、7/8、7/12、7/15、7/21、7/27、7/29、8/2、8/12、8/16、8/25、8/30、8/31、10/14※複数施設から支出	-	公社	国所管
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	日本医療機能評価機構	5010005016639	賛助会費(法人会費、年会費)	1,020,000	60,000	4/1、4/4、4/5、4/14、4/28、5/9、5/10、5/12、5/18、6/3、6/10、6/15※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公財	国所管
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	日本医療機能評価機構	5010005016639	病院機能評価・申込料	4,860,000	-	6/15、6/17、7/15、8/31、1/31※複数施設から支出	-	公財	国所管
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	3,200,000	-	4/27、5/27、6/27、7/27、8/29、9/27、10/27、11/28、12/27、1/23、2/27、3/27	-	公財	国所管
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	日本医療機能評価機構	5010005016639	講師派遣料	129,600	-	8/18	-	公財	国所管
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	日本医療機能評価機構	5010005016639	評価料申込金	540,000	-	1/31	-	公財	国所管
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	原子力安全技術センター	6010005018634	申請費	401,300	-	12/7	-	公財	国所管

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	医療研修推進財団	6010405010587	医師臨床研修マッチング手数料	406,080	-	11/1、11/4、12/15、12/8、1/18 ※複数施設から支出	-	公財	国所管
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	日本中毒情報センター	6050005010703	賛助会費(法人会費、年会費)	412,000	-	4/1、4/14、2/28、3/1※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公財	国所管
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	日本人間ドック学会	8010005008609	学会会費(法人会費、年会費)	270,000	-	4/11、4/28、5/2、5/16、5/30、5/31、7/29、3/8※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	国所管
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	全日本病院協会	9010005003096	協会会費(法人会費、年会費)	318,000	-	6/7、6/16、8/4、12/20※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	国所管
厚生労働省	労働者健康安全機構	7020005008492	日本診療放射線技師会	1010405010591	受講料	163,000	-	10/27	-	公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。